

8. 届出制度

8-1 届出制度

(1) 居住誘導区域外における届出の対象となる行為

居住誘導区域は一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや公共交通サービス等が持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域です。

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、居住誘導区域外において、一定規模以上の住宅開発を行う場合には、これらの行為に着手する日の 30 日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります。

届出の対象となる行為は以下のとおりです。

①開発行為

- 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m²以上のもの

②建築行為

- 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

①開発行為の例

- 3戸の開発行為
⇒届出が必要です



- 1,300 m²で1戸の開発行為
⇒届出が必要です。



- 800 m²で2戸の開発行為
⇒届出は必要ありません。



②建築行為の例

- 3戸の建築行為
⇒届出が必要です



- 1戸の建築行為
⇒届出は必要ありません。



届出に必要となる書類や添付図書は以下のとおりです。

①届出書

- ◆開発行為の場合・・・・・・・・・・・・・・・・（資料）様式1
- ◆建築行為の場合・・・・・・・・・・・・・・・・（資料）様式2
- ◆上記2つの届出内容を変更する場合・・・・・・・・（資料）様式3

②添付図書

◆開発行為の場合

- ◎当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する
図面（縮尺 1,000 分の1 以上）
- ◎設計図（縮尺 100 分の1 以上）
- ◎その他参考となるべき事項を記載した図書

◆建築行為の場合

- ◎敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺 100 分の1 以上）
- ◎住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の1）
- ◎その他参考となるべき事項を記載した図書

◆上記の2つの届出内容を変更する場合

- ◎上記と同じ

(2) 都市機能誘導区域外における届出の対象となる行為

都市機能誘導区域は医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心部に誘導し集約することで、各種サービスの効率的な提供を図ることが可能となる区域です。

都市再生特別措置法第 108 条第3項の規定に基づき、都市機能誘導区域外において、誘導施設の整備を行う場合には、これらの行為に着手する日の 30 日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります。

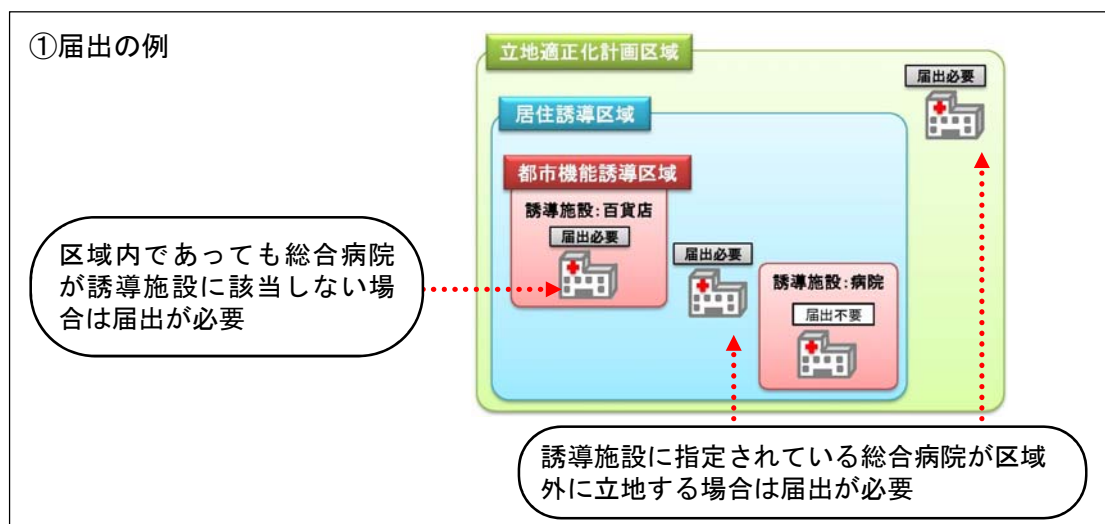
届出の対象となる行為は以下のとおりです。

①開発行為

- 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

②建築行為

- 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合



③対象となる施設

誘導施設	法的位置付け等
●医療機能【総合病院】	医療法第1条の5第1項に規定する施設のうち富山県が定める救急救命センターに指定される病院
●文化機能【図書館】	図書館法第2条第1項に規定する施設
●交流機能 【文化ホール、市民会館、コミュニティセンター】	博物館法第2条第1項、同法第29条に規定する施設 地方自治法第244条第1項の規定により設置される施設
●子育て支援機能 【子育て支援センター】	児童福祉法第6条の3第6項に定める地域子育て支援拠点事業を行う施設
●教育機能 【高等学校、若年層向け人材育成施設】	学校教育法第1条に規定する施設のうち高等学校、高等専門学校
●医療機能 【総合病院以外の病院（診療所は除く）】	医療法第1条の5第1項に規定する施設
●商業機能 【店舗（まちなかの空き店舗を活用した規模の小さい商業施設）】	店舗面積100㎡未満の商業施設
●金融機能 【銀行、信用金庫、郵便局】	銀行法第2条に規定する銀行 長期信用銀行法第2条に規定する長期信用銀行、信用金庫法に基づく信用金庫 日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する郵便局

届出に必要となる書類や添付図書は以下のとおりです。

①届出書

- ◆開発行為の場合・・・・・・・・・・・・・・・・（資料）様式4
- ◆建築行為の場合・・・・・・・・・・・・・・・・（資料）様式5
- ◆上記2つの届出内容を変更する場合・・・・・・・・（資料）様式6

②添付図書

◆開発行為の場合

- ◎当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する
図面（縮尺 1,000 分の1 以上）
- ◎設計図（縮尺 100 分の1 以上）
- ◎その他参考となるべき事項を記載した図書

◆建築行為の場合

- ◎敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺 100 分の1 以上）
- ◎建築物の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の1）
- ◎その他参考となるべき事項を記載した図書

◆上記の2つの届出内容を変更する場合

- ◎上記と同じ